

平成20年中におけるえせ同和行為実態
把握のためのアンケート調査結果概要

平成 21 年 3 月
法務省人権擁護局

本調査結果概要の見方

- (1) 本調査結果概要の回答は、原則として回答事業所数を基数とした百分率（％）で示している。
- (2) 調査結果数値（％）は小数点第2位を四捨五入しているため、回答比率を合計しても100.0％にならない場合がある。
- (3) 本調査で用いた地域区分は、次のとおり全国を8ブロックに分けて設置している法務局の管轄区域（高等裁判所の管轄区域と同じ）によるもので、それぞれ法務局の名称によって表示した。

札幌ブロック：北海道

仙台ブロック：宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県

東京ブロック：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

名古屋ブロック：愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

大阪ブロック：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

広島ブロック：広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

高松ブロック：香川県、徳島県、高知県、愛媛県

福岡ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

1 調査の趣旨

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことで、社会問題となっている。

このような、えせ同和行為の横行は、国、地方自治体、その他関係者が永年にわたって努力してきた同和問題解決のための人権教育や人権啓発の効果を覆すものである。

法務省人権擁護局は、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和 62 年以降 8 回にわたりアンケート調査を実施してきたが、今回、平成 20 年の 1 年間の調査対象期間として本年 1 月に 9 回目の調査を実施した。

2 調査の概要

今回の調査は、前回調査（平成 15 年を対象）と同様、「建設業」、「製造業」、「卸売業」、「小売業」、「銀行業」、「農業協同組合」、「信用金庫・信用組合」、「生命保険業」、「損害保険業」、「運輸通信業」、「サービス業」及び「マスコミ業」の 12 業種を対象に、30 人以上の従業員規模を有する全国の約 30 万事業所の中から（総務省統計局実施の平成 18 年事業所・企業統計調査による。）、前回調査と同じ業種別及び地域別の構成比率に基づき 6,000 事業所を等間隔抽出方法により抽出した。

アンケート調査は、往復郵送法で行い、3,001 事業所から回答があった。

3 調査結果の概要

(1) 被害の状況

今回の調査結果によると、回答のあった 3,001 事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は 482 事業所、その要求総件数は 849 件であった。

被害率（要求を受けた事業所数を回答事業所数で除した比率）は 16.1%となっており、そのうち違法・不当な要求に応じた事業所は 59 事業所、応諾率（要求に対して、「全部」又は「一部」応じた事業所数を要求を受けた事業所数で除した比率）は 12.3%となっている。

前回調査（平成 15 年を対象）における被害率 23.6%、応諾率 14.6%と比較すると、被害率は 7.5 ポイント減少し、応諾率は 2.3 ポイントの減少となっている。

しかしながら、本調査結果は、全国の約 30 万事業所の中の 3,001 の事業所からの回答に基づくものであり、全国規模では、えせ同和行為による被害は相当数に上るものと考えられる。

したがって、本調査結果から、前回調査より被害率、応諾率ともに減少しているものの、依然としてえせ同和行為による被害が深刻な状況にあることが伺える。

(注) 被害とは、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた場合をいう。
応諾とは、違法・不当な要求に応じた場合をいう。

(2) 最近の傾向

前回と比較したえせ同和行為の動向としては、

- ① 被害率は前回と比べ減少している（今回 16.1%，前回 23.6%）。地域別の被害率は大阪、福岡、名古屋で大幅に減少し、業種別の被害率は建設業が最も高い。従業員規模別の被害率については、前回は大規模事業所ほど高かったのに対し、今回は小規模事業所ほど高い。
- ② 応諾率も前回と比べ減少している（前回 14.6%→今回 12.3%）。業種別の応諾率をみるとマスコミ業、運輸通信業、製造業において増加した。従業員規模別の応諾率は、被害率同様に小規模事業所ほど高い。
- ③ 違法・不当な要求の中では、「機関紙・図書等物品購入の強要」が依然として多い（全要求中 73.0%）。
- ④ 被害のあった事業所に対する官公署からの指示としては、前回調査で全く回答がなかった「き然とした態度で断るように指示された」とする回答が増加（今回 29.6%，前回 0%）したことが注目される。

4 自由意見等について

今回の調査においても、回答者の多数から自由意見が寄せられた。代表的なものとしては、「電話口で怒鳴る、おどすなど精神的圧迫を受ける」や「電話で代表者（社長や役員）につなぐよう要求してくる」など、電話による要求への対応に苦慮していることが伺える。一方、「PR、啓発活動を通じて情報提供する必要がある」や「えせ同和根絶への取組を期待する」といった今後の施策に関する意見もみられた。

5 社会運動等を標榜する者からの違法・不当な要求

今回の調査においても、えせ同和行為との関連が予想される社会運動等を標榜す

る者（えせ右翼，えせ政治団体）からの違法・不当な要求についての実情を把握するため，これらの者から違法・不当な要求を受けたことの有無についての質問を行ったところ，回答全事業所の 18.4%（前回 23.5%）においてそのような要求を受けたとしている。

6 今後の取組

今回の調査結果からは，依然としてえせ同和行為による被害が後を絶っていないことがうかがわれるため，本調査結果は，中央の「えせ同和行為対策中央連絡協議会」及び地方の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に報告するとともに，えせ同和行為を根絶するため，警察庁など関係機関等と連携を取りながら，今後とも粘り強く啓発活動に努める必要がある。

調査結果の要約

1 調査の規模

前回調査同様 12 業種を対象に、30 人以上の従業員規模を有する全国の約 30 万事業所の中から 6,000 事業所を抽出して、往復郵送法によりアンケート調査を実施したところ、3,001 事業所から回答があった。

調査対象事業所数及び回答率（第 1 回～第 9 回調査）

調査実施年月 区分	第 9 回 H 21. 1	第 8 回 H 16. 1	第 7 回 H 13. 1	第 6 回 H 10. 1	第 5 回 H 7. 1	第 4 回 H 4. 1	第 3 回 H 元. 1	第 2 回 S 63. 1	第 1 回 S 62. 1
対象事業所数 (A)	6,000	6,000	6,000	6,000	5,652	5,759	5,906	5,906	5,918
回答事業所数 (B)	3,001	2,295	3,257	3,735	3,967	4,087	4,097	4,342	4,583
回答率 (%) (B/A)	50.0	38.3	54.3	62.3	70.2	71.0	69.4	73.5	77.4

(注) 調査対象期間については、第 1 回調査は昭和 59 年から同 61 年までの 3 か年、第 2 回調査以降はすべて調査実施年月の前年 1 か年である。

2 調査結果

(1) 被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）は 16.1%，1 事業所当たりの要求件数は 1.8 件

被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）は、前回調査に比して 7.5 ポイント減少し 16.1%となっている。

また、1 事業所が違法・不当な要求を受けた平均件数は、前回調査より 0.6 件減少し、1.8 件となっている。

被害率及び 1 事業所当たりの要求件数（第 1 回～第 9 回調査）

区分	第 9 回	第 8 回	第 7 回	第 6 回	第 5 回	第 4 回	第 3 回	第 2 回	第 1 回
要求を受けた事業所数	482	542	700	739	744	802	715	939	1,398
被害率 (%) (注 1)	16.1	23.6	21.5	19.8	18.8	19.6	17.5	21.6	30.5
要求の総件数	849	1,294	1,469	1,679	1,702	2,028	2,941	3,862	6,570
1 事業所当たりの 要求件数 (注 2)	1.8	2.4	2.1	2.3	2.3	2.5	4.1	4.1	4.7

(注 1) 「要求を受けた事業所数」を「回答事業所総数」で除した比率

(注 2) 「要求の総件数」を「要求を受けた事業所数」で除した値

(2) 全国的に被害率が減少

地域別の被害率は、福岡ブロック（20.7%）で最も高く、以下名古屋ブロック（20.2%）、広島ブロック（17.2%）の順となっている。前回調査に比して大阪ブロックは11.2ポイント、福岡ブロックは10.9ポイント、名古屋ブロックは10.5ポイント減少している。

被害率（地域別） (%)

ブロック	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡
第9回	14.7	11.4	14.3	20.2	15.3	17.2	13.8	20.7
第8回	21.3	16.5	19.4	30.7	26.5	25.5	21.7	31.6

(3) 建設業の被害率が最も高い

業種別の被害率は依然として建設業（30.5%）で最も高く、以下、卸売業（21.3%）、製造業（17.8%）、運輸通信業（16.9%）の順となっている。

前回調査に比して農業協同組合は11.7ポイント、小売業は11.6ポイント減少している。

被害率（業種別） (%)

業種	区分	第9回		第8回	
		順位	被害率	順位	被害率
建設業		1	30.5	1	37.5
卸売業		2	21.3	2	30.4
製造業		3	17.8	4	26.5
運輸通信業		4	16.9	5	21.8
マスコミ業		5	15.6	7	19.5
農業協同組合		6	14.9	3	26.6
サービス業		7	11.9	7	19.5
小売業		8	9.3	6	20.9
信用金庫・信用組合		9	7.0	9	17.1
銀行業		10	2.6	12	5.9
損害保険業		11	2.5	10	12.3
生命保険業		12	1.8	11	6.2

(4) 小規模事業所で被害率が最も高い

従業員規模別の被害率は、従業員50人未満の事業所で最も高く（17.3%）、前回調査結果に比して従業員1,000人以上の事業所は26.5ポイント、500～1,000人未満の事業所は20.0ポイント減少している。

被害率（従業員規模別） (%)

従業員規模	区分	第9回		第8回	
		順位	被害率	順位	被害率
50人未満		1	17.3	6	21.9
50～100人未満		3	15.8	5	24.1
100～300人未満		2	17.0	4	24.5
300～500人未満		5	9.9	2	26.5
500～1,000人未満		6	6.1	3	26.1
1,000人以上		4	10.3	1	36.8

(5) えせ同和行為の要求に対して 77.6%が拒否， 応諾率は 12.3%

えせ同和行為の違法・不当な要求を受けた事業所は 482 事業所あり， このうち要求を拒否したものは 77.6% (374 事業所) で， 前回調査に比して 0.8 ポイント減少した。

一方， 応諾率（えせ同和行為を行う者からの要求に対して， 一部又は全部応じたと回答した事業所の割合）は 12.3%であり， 前回調査に比して 2.3 ポイントの減少となっている。

応諾率 (注1) (%)

	拒否した	一部応じた	全部応じた
第 9 回	77.6 (374)	9.8 (47)	2.5 (12)
第 8 回	78.4 (425)	11.8 (64)	2.8 (15)

(注1) 要求に対し「一部又は全部応じたと回答した事業所数」を「要求を受けた事業所数」で除した比率

(注2) () 内は事業所数

要求に対する対応については，「現在，対応について検討中」及び「無回答」があるため，100%とならない。

(6) 応諾率の高い業種はマスコミ業

業種別の応諾率は，マスコミ業 (19.0%) で最も高く， 前回調査に比して 7.2 ポイント増加している。一方で， 前回 1 位を占めた建設業は 6.2 ポイント減少し， 同じく前回 2 位を占めた農業協同組合も 4.0 ポイント減少した。

応諾率 (業種別) (%)

業 種	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順 位	応諾率	順 位	応諾率
マ ス コ ミ 業	業	1	19.0	5	11.8
製 造 業	業	2	15.1	4	12.1
建 設 業	業	3	15.0	1	21.2
農 業 協 同 組 合	組 合	4	13.6	2	17.6
サ ビ ス 業	業	5	11.8	3	12.8
運 輸 通 信 業	業	6	11.5	8	6.5
卸 売 業	業	7	9.1	6	11.4
小 売 業	業	8	7.7	7	11.1
信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合	組 合	9	-	8	6.5
損 害 保 険 業	業	9	-	10	5.3
銀 行 業	業	9	-	11	- (注)
生 命 保 険 業	業	9	-	11	-

(注) 「-」は回答した事業所がないことを意味する。

(7) 従業員規模が小さい事業所で応諾率が高い

従業員規模別の応諾率は、「50人未満」の事業所で15.6%、「50～100人未満」の事業所で14.0%となっており、「300～500人未満」の事業所のみ前回調査と比して2.4ポイント増加している。

応諾率（従業員規模別） (%)

従業員規模	第9回		第8回	
	順位	応諾率	順位	応諾率
50人未満	1	15.6	2	17.2
50～100人未満	2	14.0	1	17.9
100～300人未満	3	10.0	3	10.5
300～500人未満	4	9.1	4	6.7
500～1,000人未満	5	-	5	5.6
1,000人以上	5	-	6	-

(8) 違法・不当な要求は、依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も割合が高い

違法・不当な要求としては、減少傾向にあるものの依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も割合が高い。また、「寄附金、賛助金の強要」は1.9ポイント減少した。

要求の種類 (%)

要求の種類	第9回		第8回	
	順位	割合	順位	割合
機関紙・図書等物品購入の強要	1	73.0	1	85.2
寄附金、賛助金の強要	2	15.6	2	17.5
下請への参加強要	3	5.8	6	4.6
機関紙等への広告掲載の強要	4	4.6	7	2.2
物品の寄附強要	5	3.5	5	5.2
示談金の強要	6	2.7	8	2.0
名簿の購入の強要	6	2.7	3	6.3
講演会・研修会への参加強要	8	2.3	3	6.3
融資の強要	9	1.0	10	1.1
契約締結の強要	10	0.8	10	1.1
謝罪文の強要	10	0.8	12	0.6
債務の免除・猶予の強要	12	0.6	14	0.2
着手金の強要	13	0.2	9	1.8
職員への採用強要	13	0.2	15	-
口座開設の強要	15	0.0	13	0.4
その他・無回答	-	14.9	-	6.6

(注) 複数回答

(9) 違法・不当な要求として最も多い「機関紙・図書等物品購入の強要」の応諾率は12.5%

違法・不当な要求の最も多い項目である「機関紙・図書等物品購入の強要」の応諾率は12.5%で、前回調査に比して3.1ポイント減少した。

なお、応諾率が高いものから並べた結果は下表のとおりである。

応諾率（要求の種類別） (%)

応諾の種類	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順位	応諾率	順位	応諾率
債務の免除・猶予の強要		1	50.0	8	-
契約締結の強要		1	50.0	1	66.7
物品の寄附強要		3	44.4	8	-
講演会・研修会への参加強要		4	16.7	2	33.3
機関紙・図書等物品購入の強要		5	12.5	5	15.6
下請への参加強要		6	10.5	3	23.1
寄附金、賛助金の強要		7	6.1	6	11.6
着手金の強要		8	-	8	-
機関紙等への広告掲載の強要		8	-	4	16.7
示談金の強要		8	-	7	9.5
口座開設の強要		8	-	8	-
名簿の購入の強要		8	-	8	-
融資の強要		8	-	8	-
謝罪文の強要		8	-	8	-
職員への採用強要		8	-	8	-

(注) 複数回答

(10) 要求の手口は、依然として「執ように電話をかけてくる」が最も割合が高い

要求の手口は、前回同様「執ように電話をかけてくる」(50.6%)が最も割合が高いが、前回調査に比して0.7ポイント減少した。「同和問題を知っているかと言っておどす」(48.8%)も前回調査に比して0.8ポイント減少した。「大声で威嚇する」(22.8%)も前回調査に比して1.7ポイント減少し、上位3位の要求の手口に変化はみられない。

要求の手口 (%)

要求の手口	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順位	割合	順位	割合
執ように電話をかけてくる		1	50.6	1	51.3
同和問題を知っているかと言っておどす		2	48.8	2	49.6
大声で威嚇する		3	22.8	3	24.5
責任者に会わせろと言っておどす		4	11.8	4	13.1
事務所に多数で押し掛けると言っておどす		5	10.8	5	7.9
政治家との関係をほのめかす		6	8.5	6	6.6
官公署を使って圧力をかけると言っておどす		7	5.6	8	4.4
糾弾するぞと言っておどす		8	3.7	7	4.8
社長等の自宅に押し掛けると言っておどす		8	3.7	12	0.7
店外で拡声器を使って騒ぐと言っておどす		10	2.7	9	3.3
マスコミに訴えると言っておどす		11	2.3	11	1.5
危害を加えると言っておどす		12	1.7	10	2.6
事務所に多数で押し掛ける		13	1.5	12	0.7
社長等の自宅に押し掛ける		14	0.4	17	-
店外で拡声器を使って騒ぐ		15	0.2	15	0.6
事務所又は従業員の秘事を暴露すると言っておどす		15	0.2	16	0.4
店内で他の客の迷惑となる行為をする		17	0.0	12	0.7
その他の無回答		-	16.6	-	15.1

(注) 複数回答

(11) 要求の口実は、依然として「同和問題の知識（認識，研修）の不足」が最も割合が高い

要求の口実は、前回同様「同和問題の知識（認識，研修）の不足」（40.7%）が最も割合が高く、次いで、「単なる言いがかり，無理難題」（23.9%），「一方的に差別であると決めつける」（13.9%）の順となっており，上位5位の要求の口実に変化はみられない。

要求の口実 (%)

要求の口実	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順 位	割 合	順 位	割 合
同 和 問 題 の 知 識 の 不 足		1	40.7	1	34.7
単 なる 言 い が かり ， 無 理 難 題		2	23.9	2	27.5
一 方 的 に 差 別 で あ る と 決 め つ け る		3	13.9	3	14.0
社 員 の 不 適 切 な 言 動		4	4.4	4	4.2
工 事 に 対 す る 苦 情		5	3.7	5	3.7
無 断 送 付 の 機 関 紙 等 の 処 理 に 対 す る ク レ ー ム		5	3.7	6	3.5
商 品 に 対 す る 苦 情		7	1.2	9	-
事 務 上 の ミ ス		8	1.0	8	0.9
交 通 事 故 の 責 任		9	0.8	7	1.3
そ の 他 ・ 無 回 答		-	30.1	-	36.5

(注) 複数回答

(12) 官公署からの指示のうち「き然とした態度で断るように指示された」が最も割合が高い

官公署を使い圧力をかけると言っておどされた事業所は，前回調査に比して 1.2 ポイント増加して 5.6%となっている（(10) 参照。）が，これらの事業所のうち，官公署から何か具体的な指示があったかの問に対して，「指示があった」とする事業所は 70.3%，「指示はなかった」とする事業所は 25.9%であった。

事業所に対する官公署からの指示はどのようなものであったかという問に対しては，前回調査で全く回答がなかった「き然とした態度で断るように指示された」が最も割合が高い（29.6%）。一方，前回最も割合が高く適切な指導・助言とは言えない「無難に処理するようにと言われた」も 5.1 ポイント増加して 25.9%となっている。

官公署からの指示 (%)

指示内容	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順 位	構 成 比	順 位	構 成 比
き 然 と し た 態 度 で 断 る よ う に 指 示 さ れ た		1	29.6	4	-
無 難 に 処 理 す る よ う に と 言 わ れ た		2	25.9	1	20.8
断 り や す い よ う に 援 助 し て く れ た		3	7.4	2	16.7
官 公 署 に 迷 惑 を かけ る な と 言 わ れ た		4	0.0	3	4.2
そ の 他 ・ 無 回 答		-	7.4	-	8.3
官 公 署 か ら 指 示 は な か っ た		-	25.9	-	33.3
無 回 答		-	3.7	-	16.7

(13) 要求を受けた期間は、1日限り（49.6%）が最も割合が高い

要求を受けた期間は、「1日限り」（49.6%）が最も割合が高く、次いで「2日～1週間未満」が18.9%となっており、要求の期間は比較的短期間であることがうかがえる。一方、1か月以上の長期にわたり要求を受けているものも依然として約1割みられる。

要求を受けた期間

(%)

要求期間	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順 位	構成比	順 位	構成比
1 日 限 り		1	49.6	1	51.1
2 日 ～ 1 週 間 未 満		2	18.9	2	21.6
1 週 間 ～ 1 か 月 未 満		3	13.1	3	11.3
1 か 月 ～ 6 か 月 未 満		4	7.5	4	5.0
6 か 月 ～ 1 年 未 満		5	1.9	5	3.1
1 年 以 上		6	1.7	5	3.1
無 回 答		-	7.5	-	4.8

(14) 要求1件当たりの被害金額は、1万円以上10万円未満が11.4%

要求1件当たりの被害金額は、依然として「1万円以上10万円未満」（11.4%）が最も多いが、前回調査に比して0.6ポイント減少した。

被害金額

(%)

被害金額	区 分	第 9 回		第 8 回	
		順 位	構成比	順 位	構成比
1 万 円 ～ 10 万 円 未 満		1	11.4	1	12.0
10 万 円 ～ 100 万 円 未 満		2	1.5	2	2.8
1 万 円 未 満		3	1.2	3	1.3
金 額 に 換 算 で き な い		4	0.6	4	0.9
100 万 円 ～ 1,000 万 円 未 満		5	0.4	5	0.6
1,000 万 円 以 上		6	-	6	-
支 払 わ な か っ た		-	69.7	-	69.0
無 回 答		-	15.1	-	13.5

(15) 社会運動等を標榜する者（えせ右翼，えせ政治団体等）による被害率は2割弱

同和を名乗る団体以外の社会運動等を標榜する者から違法・不当な要求を受けたことがある事業所の割合は18.4%であり、前回調査と比して5.1ポイント減少した。

社会運動等を標榜する者からの要求

(%)

	第 9 回	第 8 回
被 害 率	18.4	23.5

(16) 自由意見（抄）

- 寄附金，書籍の購入依頼等の不当な要求があった。
- 電話で代表者（社長や役員）につなぐよう要求してくる。
- 電話口で怒鳴る，おどすなどの精神的圧迫を受ける。
- PR，啓発活動を通じて情報提供する必要がある。
- えせ同和根絶への取組を期待する。
- 日ごろから定期的に社員教育を行っている。